信濃川発電所における流水の占用許可申請期限の延期について

弊社は、昨年3月10日、国土交通省北陸地方整備局より信濃川発電所に係る河川法に基づく流水の占用許可取消等の「命令書」を受け、発電のための取水を停止しております。

弊社としては、これまで命令書に基づき、

- ・ 「新潟県、沿川自治体及び関係河川使用者に対する不祥事の説明結果の報告」 (平成21年6月11日)
- ・ 「許可を受けずに新築又は改築した工作物に係わる図書等の報告」 (平成 21 年 10 月 27 日)
- ・「信濃川発電所の水利使用における不適切事案に係わる再発防止策の報告」 (平成22年2月10日)

を国土交通省北陸地方整備局に提出し、河川法第23条(流水の占用許可)の申請準備を行ってきましたが、命令書に定められた期限までに関係河川使用者の同意を得ることが困難な状況になりました。

つきましては、命令書に基づく申請の期限を、平成 22 年 3 月 9 日から平成 22 年 4 月 9 日まで延期させていただくことについて、国土交通省北陸地方整備局に申し出を行い、指示書に記載された内容を履行するよう指示をいただきましたのでお知らせします。なお、弊社と致しましては、関係河川使用者の同意をいただき、お認めいただいた期限までに水利使用の許可申請ができるよう、引き続き全力をあげて、取り組んでまいります。